

滝の水保育園 重要事項説明書

第1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 鳴海福祉会
所 在 地	名古屋市緑区滝ノ水一丁目 301 番地
電 話 番 号	0 5 2 - 8 9 6 - 3 2 2 3
代 表 者 氏 名	理事長 近藤 寛

第2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	滝の水保育園
施 設 の 所 在 地	名古屋市緑区滝ノ水一丁目 301 番地
連 絡 先	電 話 0 5 2 - 8 9 6 - 3 2 2 3 F A X 0 5 2 - 8 9 6 - 0 2 4 0
管 理 者	園長 近藤 寛
開 設 年 月 日	昭和57年4月1日
開 設 時 間	7 : 1 5 ~ 1 9 : 1 5 (土曜日は7 : 1 5 ~ 1 8 : 1 5)
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	1号認定児童 15人 2号認定児童 87人 3号認定児童 63人

第3 法人の目的・運営方針

滝の水保育園（以下、「当園」という。）は、なごや子どもの権利条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、入所する乳児及び幼児（以下、「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当園の保育士は、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、園児を保育するとともに、園児の保護者に対する保育に関する指導を行います。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷 地 全 体	1, 5 4 6.2 9 m ²
	園 庭	5 3 3.6 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造
	延 べ 面 積	8 6 7.4 0 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳 児 室	4 室	ひよこ組（0歳児クラス）、りす組（1歳児クラス） うさぎ組、ひつじ組（2歳児クラス）
保 育 室	4 室	きりん組、こあら組（3歳児クラス）、ぱんだ組（4歳児クラス）、ぞう組（5歳児クラス）
遊 戯 室	1 室	
調 理 室	1 室	
事 務 室	1 室	
調 乳 室	1 室	
沐 浴 室	1 室	
職 員 室	1 室	
更 衣 室	1 室	

第5 職員の配置状況

当園では、「名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第57号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	
副園長	1	1	—	
主幹保育教諭	1	1	—	
保育教諭	※	※	※	
看護師	1	1	—	
調理員	3	3	—	
事務職員	2	2	—	
学校医	1	—	1	
学校歯科医	1	—	1	
学校薬剤師	1	—	1	

※保育教諭は利用定員により変動があり、配置基準以上とします。

第6 職員の勤務体制

職 種	勤 務 時 間	備 考
①勤務	7 : 1 5 ～ 1 6 : 1 5	早番勤務
A勤務	7 : 3 0 ～ 1 6 : 3 0	早番勤務
A1 勤務	8 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0	早番勤務
B 勤務	8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0	通常勤務
C1 勤務	9 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0	遅番勤務
C2 勤務	9 : 3 0 ～ 1 8 : 3 0	遅番勤務
D 勤務	1 0 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0	延長保育勤務
②勤務	1 0 : 1 5 ～ 1 9 : 1 5	延長保育勤務

※ 原則として年齢別にクラス担任を決めておりますが、職員の時差勤務、研修や週休2日制による週休等のため、担当保育士が異なることがあります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までです。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。

第8 保育を提供する時間

- (1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時15分から18時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時15分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

- (2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで及び16時30分から19時15分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

- (3) クラス別を主体とした保育は、おおむね平日の8時30分から15時30分までです。ただし、土曜日はクラス交流保育等を行います。

- (4) 保護者が休みなどで在宅している園児の保育時間は、原則として保育要件に欠ける状態であることから、クラス別保育が終わった時刻までとします。

- (5) 心身に障害のある園児の保育時間は、その園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

第9 提供する保育等の内容

当園は、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

（1） 当園の保育理念

- ア 子どもひとりひとりの最善の利益を守り、家庭的な保育を実践する。
- イ 家庭との連携を密にし共に育児を支えていく。

（2） 当園の保育方針

- ア 養護と教育を一体とし、子どもの健全な心身の育成を図ります。
- イ 家庭と協力し、子どもの育ちを支えます。
- ウ 保健的で安全な環境を作り、快適に生活できるようにします。
- エ 地域とともに、社会に生きる子どもたちを育てます。
- オ 子どもの人権を大切にします。

（3） 当園の保育目標

～心身ともに健全な子ども～

- ア 自分のことは自分でしようとする子ども。
- イ 健康な身体をもつ子ども。
- ウ 友だちを大切にする子ども。
- エ 自分で考え感じ行動できる子ども。
- オ 意欲的で創造性豊かな子ども。

(4) デイリープログラム (一日の流れ)

平 日		土 曜 日	
時間	活 動	時間	活 動
7:15	開門・保育準備 早朝保育 順次登園 保護者と一緒に保育園に来ます。 ・0～2歳児、3～5歳児に分かれて室内自由遊びをします。	7:15	開門・保育準備 早朝保育 順次登園 ・室内自由遊びをします。
8:30	・年齢別クラスに分かれたり、異年齢で交流したりしながら、保育士や友達と一緒に戸外又は室内で自由遊びをします。	9:00	異年齢交流保育 ・0・1・2歳児と幼児に分かれて遊びます。
9:20	片付け、朝の体操、乾布まさつ (幼児)	9:50	朝の会 (幼児) ※乳児、幼児と分かれて活動します。
9:30	おやつ (乳児)		
9:50	朝の会 (幼児) 計画にそった活動 ・散歩、リズム、造形、音楽、集団遊びなど年齢ごとに遊びます。		
10:45	給食 (0歳児) *	10:50	給食 (乳児)
11:00	給食 (1・2歳児) *	11:15	給食 (幼児)
11:30	給食 (幼児) *	12:00	午睡 ※幼児も休息をします。
12:30	午睡 (乳児) **		
12:45	午睡 (3歳児) **		
13:30	戸外又は室内自由遊び (4・5歳児)	15:00	目覚め おやつ
14:20	片付け (4・5歳児)		
14:30	目覚め (0～3歳児)	15:30	乳児、幼児に分かれて遊びます。
15:00	おやつ 帰りの会 (幼児)		
15:30	降園 夕刻保育 ・順次、保護者と帰ります。 ・戸外又は室内自由遊びをします。 ・0歳児、1歳児、2歳児、3～5歳児と分かれて遊びます。	16:00	乳児、幼児合同で遊びます。
18:15	延長保育	18:15	保育終了・閉門
19:15	保育終了・閉門		

*調理室手作りの給食を食べます。離乳食、食物アレルギー対応食を提供し宗教食の配慮もします。

**3歳児は3月頃まで、4・5歳児は7・8月のみ午睡します。

***1号認定児童は土曜日は基本的に休日となります。

(5) 年間行事計画

月	行 事
4 月	・進級式 ・入園式
5 月	・内科検診
6 月	・プラネタリウム見学（年長組のみ） ・歯科検診 ・4、5歳午睡開始
7 月	・七夕かい ・おばけやしき
8 月	・夏季保育 ・4、5歳午睡終了
9 月	・防災訓練 ・クラス懇談会（5歳）
10 月	・運動会（土曜日） ・公開保育 ・個人懇談会（2～5歳）
11 月	・園外保育（4、5歳） ・内科検診 ・クラス懇談会（0、1歳）
12 月	・クリスマス会 ・年末休暇
1 月	・年始休暇
2 月	・豆まき ・生活発表会（土曜日）
3 月	・お別れ遠足（3、4、5歳） ・お別れ会 ・卒園式（土曜日）

誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します。※年3回 施設訪問（5歳）

※土曜日開催行事の、午後の保育はありません。

(6) 給食の提供

3歳未満児・3歳以上児に分けて、保育運営課栄養士が作成した献立を基に実施し、各家庭にも毎月献立表を配布します。食物アレルギーがある場合は、医師の指導に基づきご相談させていただきますので、お申し出ください。

(7) 産休あけ保育

働く保護者が出産後も継続して勤務できるように、産休あけ（生後57日目）からの保育を実施しています。

(8) 障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な児童を保育所で受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

(9) 産休あけ・育休あけ保育所入所予約事業

産休あけ・育休あけの職場復帰に際しての新生児の保育所入所を円滑に行うことを目的に、産休・育休中の保育所入所の予約を行う事業です。

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

毎月1日以降に請求書を配布しますので、10日までに自動払込にてお支払いください。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額等

上記に掲げる利用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、自動払込といたします。

(3) 滞納について

上記2項にかかる費用について2ヶ月を超える滞納がある場合、督促状を交付いたします。
3ヶ月を超えてなお滞納が続く場合は、保育の契約解除、財産差し押さえを含めた行政処分の検討をさせていただきます。

第11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児の保護者が利用の基準に該当しなくなったとき
- (2) その他、保育所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12 病気・けがへの対応

(1) 嘱託医

医療機関の名称	伊藤医院
医師名	伊藤 久恵
所在地	名古屋市緑区古鳴海2丁目138
電話番号	052-891-7121

(2) 災害共済給付制度への加入

園児には、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入していただくため、入所時に加入同意書を提出していただき、一年ごとに掛金(別表参照)をいただきます。これにより、保育時間中のけが及び通常通りの通園経路でのけが(第三者行為は除く)の治療費などが一定額以上の場合、給付金が支給されます。

(3) 施設賠償責任保険

東京海上日動火災保険㈱の「ほいくのほけん・こどものほけん」に加入しております。万一の事故等の場合は本保険制度に応じて補償させていただきます。

第13 緊急時等の対応方法

- (1) 保育を行っているときに園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は医療機関への連絡を行います。
- (2) 緊急連絡メール

第 1 4 非常災害対策

暴 風 警 報 発 令 時	・午前6時現在発令されており、継続することが予測される場合は、登園を見合わせてください。 ・登園後に発令された場合は、状況に応じてできる限り早くお迎えにきてください。
高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	・解除されるまで休園となりますので、登園後に発令された場合は、できる限り早くお迎えに来てください。 ・避難情報発令の場合は、避難所へ避難させますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えに来てください。
南海トラフ地震に関連する情報	・情報の内容により保育園は休園になる場合もあります。 ・登園後に休園が決定された場合は、通常の保育は中止となりますので、できる限り早くお迎えに来てください。 ・休園が決定された場合は、すみやかに園から連絡します。
避 難 訓 練	・避難訓練は、毎月1回実施します。
非 常 災 害 用 備 蓄	・園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めます。

第 1 5 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 園 長 近藤 寛 苦情受付担当者 副園長 松野 恵子
苦情受付相談第三者委員会	第三者委員 竹内 清 電 話 052-811-7052 F A X 052-811-7042 <受付> 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

第 1 6 提携サービス

- (1) 体操教室 (トライル)
 - ・課内授業 (4・5歳児)
 - ・課外授業 (4歳以上児～小学6年生)
- (2) 英会話教室 (E C C)
 - ・課内授業 (3～5歳児)
 - ・課外授業 (3～5歳児)
- (3) ダンス教室 (One Play)
 - ・課外授業 (3歳以上児～小学6年生)
- (4) リトミック
 - ・課内授業 (1～5歳児)

(5) 平針スイミングスクール

- ・課内授業（5歳児）

(6) 写真販売（るくみ〜）

- ・ネットによる写真販売になります。

それぞれの詳細はHP（ホームページ）にてご確認ください。

第16 その他留意していただきたいこと

- (1) 登降園は、必ず保護者の方が責任を持ち、決められた時間を守り、園児や関係者がよく承知している通園経路で往復しましょう。
- (2) 朝、おおむね37.5℃以上の熱があるなど身体に異常が見られるときは、保育中に症状が進行することが多いので、登園を見合わせていただきますようお願いします。
- (3) 登降園の時は必ず職員に一言かけて下さい。
- (4) 欠席の場合は、9時までに必ず連絡してください。なお、通常の連絡先やお迎えの人や時間が異なる時は前もって連絡してください。
- (5) 3歳未満児クラスの園児については、「キッズノート」に健康状態などを入力して、毎日送信してください。降園時には園児の様子や保育の様子などお読みいただき、汚れ物などお持ち帰りください。

※この重要事項説明書の内容は、令和5年4月1日現在の情報です。

【別 表】

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
3歳以上児にかかる 主食費、副食費	保育所は3歳以上児に対し、主食（米飯及びパン） の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。	月額1,000円
	給食副食費	月額4,500円
制服代、用品代	園指定の物を購入します。（別表2）	円
行事費	お土産、作品材料費等 （別表2）	円
絵本代	0歳児希望購入、1歳以上購入	月額450円程度
卒園積立費	年長児のみ卒園アルバム、記念品等	年額14,400円
その他、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育所の利用において通常必要とされるものにかかる費用であって、園児の保護者に負担させることが適当と認められるもの。		

<例>

・遠足特別行事の利用者のみに係る費用（バス代・施設入館料等）

※制服代、用品代、行事費、実費徴収については、別表2をご覧ください。

2 延長保育にかかる利用者負担

(1) 短時間認定児童

・コアタイム（8：30～16：30）を超えて

① 7：15～8：30および② 16：30～18：15利用する場合

A,B階層①、②それぞれ0円 C階層（1～3）①、②それぞれ1回50円

C階層（4～）①、②それぞれ1回100円

【延長利用料】すべての利用者（18：16～）※階層によって値段が変わります。

項 目	時 間	金 額
延長保育利用料	18：16～18：29	日額 100円
	18：30～18：59	日額 150円
	19：00～19：15	日額 200円

※開所時間外は、15分1000円/日徴収となります。

3 (独) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度にかかる利用者負担

区 分	利用者負担額
A階層、B階層	0円
C階層	240円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、希望者には領収証を交付いたします。